

埼玉県立大学学部生の大学院授業科目の履修に関する規程

令和 7 年 4 月 1 日

規程第 1 5 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、埼玉県立大学学則（平成 2 2 年規則第 1 号。以下「学則」という。）第 7 9 条の 2 第 3 項の規定に基づき、埼玉県立大学（以下「本学」という。）の学部の学生（以下「学部生」という。）が本学大学院の授業科目を履修すること（以下「早期履修」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 早期履修は、本学大学院に進学を希望する学業成績優秀な本学学部生に対して、本学大学院博士前期課程の授業科目を履修する機会を提供するとともに、学部教育と大学院教育との連携を図ることを目的とする。

(履修資格)

第 3 条 早期履修ができる者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- 一 履修時に本学学部の卒業予定年次に在学する者
- 二 本学大学院に進学を希望する者
- 三 学長が定める学業成績優秀の要件を満たす者

(申請手続)

第 4 条 早期履修を希望する者は、所定の申請書を所定の期日までに学長に提出しなければならない。

(選考及び許可)

第 5 条 早期履修者の選考は、学長が別に定める方法により行う。

- 2 学長は、所定の通知書により、申請者に早期履修の許可を通知するものとする。

(履修科目)

第 6 条 早期履修の対象となる授業科目については、学長が別に定めるものとする。

(履修科目の上限)

第 7 条 履修科目として申請することができる単位数は、1 5 単位を超えない範囲で学長が別に定めるものとする。

(履修科目の取消し・変更)

第 8 条 早期履修を許可された授業科目の取消し又は変更をしようとする者は、履修手続期間内に、所定の届出書により、学長に届け出なければならない。

- 2 前項に規定する授業科目の取消しは、早期履修を許可された授業科目と学部の授業科目の曜日・時限が重複する等、特別の事情がある場合に限り、認めることができるものとする。
- 3 第 1 項に規定する授業科目の変更は、前項の規定による授業科目の取消しを行う場合に限り、その取消しを行う単位数の範囲内において、認めることができるものとする。

(単位の授与)

第 9 条 履修した授業科目の単位の授与については、学則第 7 7 条によるものとする。

(修得した単位の取扱い)

第 1 0 条 早期履修者が修得した単位については、早期履修者が卒業後直ちに本学大学院に入学した場合に、学則第 7 9 条の 2 第 2 項で準用する第 7 9 条第 1 項の規定に基づき、入学後の授業科目の履修により修得したものとみなし、単位を認定することができる。

- 2 前項において認定する単位数は、学則第 7 9 条で規定する既修得単位として修得したものとみなす単位数と合わせて 1 5 単位の範囲内で学長が定める。

(その他)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。